

徳島県告示第九十五号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）第十四条第二項の規定に基づき、徳島県青少年センターの利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額

その一 スポーツコート等

区分	単位			利用料金の額	
				青少年	青少年以外の者
スポーツコート	午前	三、九二〇円	七、八五〇円		
	午後	五、二三〇円	一〇、四七〇円		
	夜間	四、七一〇円	九、四二〇円		
大会議室	午前	三、六〇〇円	七、二〇〇円		
	午後	四、八〇〇円	九、六〇〇円		
	夜間	四、三二〇円	八、六四〇円		
小会議室	午前	一、二〇〇円	二、四〇〇円		
	午後	一、六〇〇円	三、二〇〇円		
	夜間	一、四四〇円	二、八八〇円		
講師控室	午前	四七〇円	九四〇円		
	午後	六二〇円	一、二五〇円		
	夜間	五六〇円	一、一三〇円		
音楽室・ダンススタジオ	午前	二、一四〇円	四、二九〇円		
	午後	二、八六〇円	五、七二〇円		
	夜間	二、五七〇円	五、一五〇円		
和室	午前	一、七八〇円	三、五六〇円		
	午後	二、三五〇円	四、七一〇円		
	夜間	二、〇九〇円	四、一九〇円		

一時間（一時）

デジタルスタジオ	間未満の端数は、一時間として計算する。 。 ) につき	五五〇円	一、一〇〇円
----------	--------------------------------	------	--------

備考

- この表及び次項において、「午前」とは午前九時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後一時から午後五時までの時間をいい、「夜間」とは午後六時から午後九時までの時間をいう。
- 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。

3 次の各号に掲げる場合における利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

- 大会議室の床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
- 大会議室の床面積の三分の二を利用する場合 三分の二
- 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合 百分の二百五十

4 利用の許可に係る利用時間を超えて利用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、当該利用時間に係る利用料金の一時間当たりの額に十分の十二を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）にその超える時間数を乗じて得た額とする。この場合において、当該超えた時間に一時間未満の端数が生じたときは、当該端数は一時間として計算する。

5 午前九時から午後九時までの時間以外の時間に利用する場合における利用料金の額は、指定管理者が別に定める。

その二 個室音楽室

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
個室音楽室	一室一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。）につき	一五〇円	三二〇円

その三 フィットネスジム

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者

フィットネスジム	一人一回につき	二〇〇円	四一〇円
----------	---------	------	------

二 設備及び用具の利用料金の額  
その一 設備

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
調理台	一台一人一時間につき	二〇〇円	四一〇円
卓球台	一台一人一時間につき	一〇〇円	二〇〇円
ロッカー	一個一回につき		三〇円

その二 用具

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
ピアノ	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
プロジェクター	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
スクリーン	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
マイク	デジタルスタ ジオにおいて利 用する場合	八三〇円	一、六七〇円
	デジタルスタ ジオにおいて利 用する場合	二七〇円	五五〇円
大型ディスプレイ	デジタルスタ ジオにおいて利 用する場合	七五〇円	一、五〇〇円
	デジタルスタ ジオにおいて利 用する場合	二五〇円	五〇〇円
ディスプレイ	デジタルスタ ジオにおいて利 用する場合	四七〇円	九四〇円
	デジタルスタ ジオにおいて利 用する場合		

	ジオにおいて 利用する場合	
	一台一時間につき	一五〇円
ブルーレイディスクプレーヤー	一台一回につき	四七〇円
ラジオカセットレコーダー	一台一回につき	四七〇円
ポータブルスピーカー	一台一回につき	一五〇円
フットサル用ゴール	一組一回につき	七六〇円
バスケットボール用ゴール	一組一回につき	七六〇円
ビデオカメラ	一台一時間につき	一五〇円
パーソナルコンピュータ	一台一時間につき	一〇〇円
映像配信装置	一式一時間につき	一五〇円
ヘッドセット	一式一時間につき	五〇円
ホワイトボード	一台一回につき	一五〇円
クリップスタンド	一台一回につき	一〇〇円
姿見	一台一回につき	一五〇円
電気ポット	一台一回につき	一五〇円
その他知事が別に定める用具	一台一回等につき	指定管理者が別に定める額
		三〇〇円

備考

- 1 その二の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。
- 2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、その一の表及びその二の表の規定にかかわらず、これらの表の区分に応じた利用料金の額に百分の二百五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日